

令和5年度 事業計画

1 基本方針

加速する少子高齢化社会において、公益社団法人天童市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者の知識と経験を生かした就業で市民の皆様の期待に応え、人生100年時代を見据えた活動を行っております。

さて、世界情勢が不安定な中にありながらも、新型コロナウイルス感染症が徐々に収束しつつあり一部に明るい兆しが見え始めたことで、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の活性化が期待されます。

一方、本年10月に迫ったインボイス制度の施行後も、シルバー事業への影響を最小限に抑え、安定した運営基盤を持続しなければなりません。

そのため、活力ある地域社会づくりに寄与することを念頭に、会員の拡大、新たな就業先の創出及び安全・適正就業の定着を会員の皆様と共に目指します。

センターは、令和5年度においても、シルバー事業の基本理念「自主・自立、共働・共助」を遵守し、会員・役職員が一体となって多様な就業を通じた高齢者の生きがいの充実、社会参加活動の推進及び健康増進に努め、高齢者の拠点としての役割を担ってまいります。

2 個別事業計画

(1) 会員拡大運動の展開

健康で働く意欲がある60歳以上の市民の方がシルバー事業に関心を寄せ、新規入会につながるよう「いち会員いち会員勧誘」をスローガンに掲げ、会員・役職員あわせて会員拡大運動に取り組みます。

入会説明会については、働く喜びや社会参加を求める高齢者が速やかにシルバー事業に参加できるように、月1回の説明会を月2回開催します。また、パソコンやスマートフォンで入会申し込みができるように、全シ協のデジタル化整備促進事業を活用してシステムの構築を行います。さらに、入会説明会後の就業体験等を含めた丁寧なアフターフォローを心掛け、新規入会者の獲得に努めます。

会員互助会もみじ会の活動を援助し、軽スポーツや文化的活動で楽しめる機会を増やし退会者の抑制を図る等、会員数の減少に歯止めをかけます。

(2) 就業機会開拓の取り組み

センターの会員数を伸ばすためには、高齢者の多様な希望に応じた就業先の確保が重要と考えます。

市内の企業・団体等には、シルバー事業における会員の働き方は「臨時・短期・軽易」なもので、「請負又は委任契約」あるいは「労働者派遣契約」であることを説明しながら高齢者の積極的な活用を依頼して、新たな就業先の開拓に取り組むとともに、既存発注者からも追加の仕事の掘り起しを図ります。

(3) 高齢者の就業の推進

「働くことで社会参加」がシルバー事業の目的です。

事務局は、会員それぞれが希望する仕事を参考に就業を依頼するほか、会員自らが希望に沿った仕事を選べるよう就業情報を提供します。新たな職種に挑戦したい会員には、就業体験又は職場見学の機会を設けて、十分なサポートを行います。

スマートフォンでのお仕事情報の共有や配分金明細書のダウンロードなど、会員のデジタル利用を推進することで事務の効率化を図り、副次的効果で事務局によるコーディネート体制及び就業相談を強化していきます。

① 請負・委任による受託事業

センターの基幹事業は、請負契約又は委任契約による就業です。この働き方は、センターより業務の提供を受けた幅広い年齢層の会員が共働・共助で仕事を完成させ、働く喜びを分かち合うものです。

センターは、公共・民間企業等の継続契約を基盤に、シルバー事業本来の単発的・季節的な受注に対応するため、会員の就業意向を常に把握し1人でも多くの会員が就業機会を得るように努め、発注者のニーズにも応えていきます。

高齢者軽度生活援助事業には、市、地域包括支援センター及びセンター会員が連携して取り組み、元気な会員が援助を必要とする高齢者を支えます。

本年度の実績目標は、受注件数2,500件、就業延人員55,000人日、契約金額2億800万円*とします。

* 収支予算書の受託事業収益と介護予防・日常生活支援総合事業収益を合わせた金額。

② 労働者派遣による就業

シルバー派遣は、請負・委任と異なり会員が発注者の指揮命令を受け就業し従業員との混在も可能な働き方です。介護施設等人手不足分野、学童保育補助等の現役世代を支える分野からの発注が増加することが見込まれます。

県連合会天童市事務所としての本年度の実績目標は、受注件数30件、就業延人員3,300人日、契約金額1,800万円(うち手数料150万円)とします。

③ 高齢者の職業相談窓口

有料の職業紹介事業については、市内高齢者の身近な職業相談の場としての機能を担います。

(4) 安全・適正就業の徹底

① 安全就業は健康から

高齢化に伴う体力の低下が思わぬ事故につながる可能性があります。また、毎年健康診断を受けていても体調は日々変化します。センターは、会員の健康状態調査を定期的実施し、各会員に見合った就業先の割当を行うとともに、できるだけ2人以上で就業するよう配慮します。会員は、就業する際には「安全就業心得10カ条」を遵守するとともに、家族等に協力を求めながら自らの健康状態を常に把握しリスク管理を徹底します。

安全・適正就業委員会は、就業先パトロールで会員に事故防止を呼びかけ、ヒューマンエラーの要因究明やヒヤリハット事案を収集し事故の未然防止を徹底

します。さらに、7月を「安全・適正就業強化月間」に設定して、会員の安全意識の高揚を図る標語の募集及び交通安全・健康増進講習を開催します。

新型コロナウイルスは収束に向かいつつありますが、引き続き予防対策を徹底し感染から身を守ります。

② 適正就業の推進

発注者との契約及び会員への仕事の提供にあたり、国の適正就業ガイドラインを遵守のうえ業務内容に則した契約方法を選択し、会員が知識や経験を活かせる働きやすい就業環境の構築を目指します。合わせて、現行の契約内容を点検し、必要に応じて労働者派遣契約への切り替えを発注者に要請し、適正な契約事務を遂行します。

就業調整委員会は、就業基準に関する要綱の趣旨を会員に浸透させ、ローテーション就業の推進及び就業会員の入れ替えが円滑に進行するよう協議を行います。また、会員からの就業や健康管理等様々な事柄に応じる相談日を、毎月第2火曜日に開設します。さらに、会員数の減少と高齢化が進む中にあっても発注者の依頼に応じていくために、未就業会員等へのアンケートにより会員の就業意向や要望を調査把握し、就業率の向上を図ります。

(5) 技能講習の実施

センターは、発注が多い分野の担い手を確保するため、後継会員の育成及び農業支援に関する技能講習を実施します。

県連合会が主催する技能講習は、植木剪定、学童保育補助、接遇マナー等の種目を要請し、新規会員の拡大、会員の技能向上及び職種変更に応えるよう努めます。

会員のデジタル化を推進するために、スマートフォンの操作講習を企画します。会員の中から指導員を養成して、受講者の習熟度に合わせた学習ができるよう検討します。

(6) 普及啓発と地域貢献活動

① 市民・企業等へのPR活動の強化

チラシ配布、ホームページ、マスコミ（市報・新聞・テレビ・地域情報誌等）への情報提供、のぼり旗掲揚、ポスター掲示等あらゆる方法でシルバー事業の普及啓発と会員拡大に積極的に取り組みます。

広報委員会は、広報紙「シルバー天童」を年2回発行（うち1回は市内全世帯配布）と会員拡大運動の企画立案を担当し、会員拡大・就業拡大に関する効果的な広報活動を行います。

健康福祉まつり等のイベントに会員の作品を展示して、シルバー事業のPRと入会相談にあたります。

② 会員による地域貢献

10月の「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」に合わせて、ボランティア活動を実施します。本年度は20回記念の年であることから、全会員に呼び掛けてシルバーパワーを発揮し、美しいまちづくりに貢献します。

地域班単位でも、班長・副班長を中心にボランティアの輪を広げていきます。

③ 伝統事業の継承

門松製作事業は、平成13年正月から会員が代々受け継いできました。

門松班が真心込めて作る門松を市役所等に寄贈して、市民の皆様の御多幸、御健勝を願います。後継者の育成とともに受託製作にも力を入れ、縁起物の普及に取り組みます。

(7) インボイス制度への対応

適格請求書等保存方式（通称：インボイス制度。令和5年10月1日施行）が始まると、免税事業者である会員に支払う配分金から消費税の仕入税額控除ができなくなるため、センターの納税額が大幅に増え財政がひっ迫します。

この対応策として、当面の間、請負料金を引き上げて財源を確保することとし、会員には負担を求めないことにしました。しかし、発注者のコスト増によるセンター離れが懸念されるため、引き続き、関係機関に対して、シルバー事業の特例措置への追加及び持続的な事業運営を主導するよう要望してまいります。

(8) 組織活動・運営基盤の強化

① シルバー事業に参画する会員意識の醸成

定時総会、地域班活動、ボランティア活動、委員会その他の事業（もみじ会を含む）には会員が積極的に出席・参加するものとし、会員によるシルバー事業の運営強化に取り組みます。

② 地域班・職群班活動の充実

地域班は、会員同士のふれあいと連帯を広げるとともに、地域貢献活動等でシルバー事業のPR効果を高める重要な組織です。多くの会員が地域班活動に積極的に参加して、地域の絆を深めるよう努力します。

職群班は、会員同士の共働・共助を推進する重要な組織です。就業先ごとに職群班を編成し、シフトの作成、情報交換など会員主体の就業に取り組むことでシルバー事業の更なる活性化を目指します。

③ 中期計画の策定

高齢者、市民等の誰もが自主的に参加できるセンターの中期的計画の策定を進めます。

④ 要望活動の継続

高齢者の生きがい就業を継続するには行政の援助が欠かせないことから、国、県及び市にシルバー事業の安定的な運営支援の継続を求めるとともに、公共事業における発注の確保についても引き続き要望してまいります。

⑤ 法人の運営・事務局の役割

令和5年度定時総会を招集して、定款に定める事項の決議を行います。理事会は、計画に基づき招集します。

事務局は、職員の資質向上を図り、高齢者の身近な相談相手、会員の就業コーディネーターとしての役割を努めます。